専門調査会運営規程等

平成21年11月

1 食品安全基本法について

ここでは、食品安全委員会の業務、組織等を規定している食品安全基本法の条 文のうち、専門調査会における調査審議その他専門委員の方々に関係するものに ついて簡単に解説いたします。

1 目的

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(解説)

本法の立法目的は、科学技術の発展、国際化の進展といった国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関して基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを新たに構築することにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することです。

2 リスク分析手法の導入

(食品健康影響評価の実施)

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要

でないとき。

- 二人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の 科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(解説)

- ア 本条は、リスク分析手法のうち、リスク評価に相当する健康への悪影響についての科学的評価(食品健康影響評価)について定めるものであり、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、原則として「食品健康影響評価」が施策ごとに行われなければならないことを規定するものです。
- イ 評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行 われなければなりません。

この科学的客観性を担保するため、内閣府に有識者からなる食品安全委員会を設置し、国における食品健康影響評価を一元的に行うこととしています。

- ウ 第1項ただし書では、食品健康影響評価の実施の例外について規定しています。
 - ① 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - ex 1) 危害要因とは直接には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策
 - ・食品衛生検査施設に備えるべき機械器具の設定
 - 食品衛生監視員の資格の認定
 - 2) 食品健康影響評価の結果に基づいて行われる行政対応を担保するため に策定される施策
 - ・食品健康影響評価の結果を踏まえて策定された基準等に違反した場合の廃棄命令、許可の取消し
 - ② 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - ex ・腐敗していることや食中毒の原因となる有害物質を含むことが明らか な食品の販売等を禁止する場合
 - ・有毒・有害物質が含まれており、通例、人の健康を損なうと考えられ

る器具の販売等を禁止する場合

- ③ 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
 - ※ この場合の措置は、あくまでも緊急時における暫定的な措置に止まるべきものであることから、本法においては、事後の合理的期間内に、食品健康影響評価が行われなければならず(第2項)、かつ、その結果に基づき、改めて施策の策定を行わなければならないこととしています。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施 策の策定)

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行わなければならない。

(解説)

本条は、いわゆるリスク分析手法の3要素のうち「リスク管理」に対応する規定であり、健康への悪影響を防止・抑制するための行政的対応について定めるものです。

その中で、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて施策が策定されなければならない旨を明記し、「評価結果に基づく管理の実施」というリスク評価とリスク管理の関係を明らかにしています。

ただし、食品健康影響評価があくまでも科学的知見に基づく評価であるのに対して、リスク管理は、社会・経済活動の規制等を伴う行政的対応であり、科学的知見以外の諸事情も考慮した上で措置の内容を定めるべきものであることから、

「国民の食生活の状況その他の事情」を考慮して施策の策定を行うこととしています。

3 委員会の所掌事務

(所掌事務)

- ■第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ー 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣 を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議 し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べるこ と。
 - 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び 研究を行うこと。
 - 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見 の交換を企画し、及び実施すること。
 - 2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若し くは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事 項又はその勧告の内容を公表しなければならない。
 - 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じ た施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

- 第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。
 - 一~十四 (略)
- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各大臣が第11条第1項第3

号に該当すると認めた場合に限る。)においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(解説)

委員会の所掌事務は、第23条第1項各号に規定されているとおり多岐にわたるものですが、主な内容は、①食品健康影響評価の実施、②評価結果に基づいた行政的対応の確保、③リスクコミュニケーションの推進 ④食品安全行政全般についての意見具申、の4点です。

(1) 食品健康影響評価の実施

ア 委員会の業務の中心をなすのは、食品健康影響評価を行うことです。

委員会は、関係各大臣からの諮問に応じ、又は自らの発意により、食品 健康影響評価を行います(第23条第1項第2号)。

このうち、関係各大臣からの諮問については第24条に規定されていますが、便宜上「必要的諮問事項」と「任意的諮問事項」の2種類に区分することが可能です。

- イ 必要的諮問事項とは、第24条第1項各号に規定されている事項であり、 関係各大臣は、これらの施策の策定に当たっては、原則として、あらかじ め委員会による食品健康影響評価を受けなければいけません。これは、委 員会による評価が行われることを制度的に担保しようとの趣旨によるもの です。
- ウ 必要的諮問事項であっても、委員会による評価を受けることなく施策の 策定を行うことのできる場合として2つの場合が規定されています(第 24条第1項ただし書)。これは、食品健康影響評価の実施について規定 した第11条第1項ただし書の規定に対応したものです。

その第1は、施策の内容からみて評価を行うことが明らかに不要と委員会が判断した場合です。

具体的には、委員会において判断することとなりますが、例えば、根拠 法の条項移動等に伴う形式的な省令改正を行う場合や、我が国の食生活か らみて明らかに非食用に分類される動物用の医薬品の承認を行う場合など が想定されます。 第2は、関係各大臣が、緊急を要するため、あらかじめ評価を行ういと まがないと認めた場合です。ただし、この場合には、相当の期間内に、そ の旨を委員会に報告し、委員会の評価を受けなければならないとされてい ます(第24条第2項)。これは、第11条第2項の規定に対応したもの です。

- エ 任意的諮問事項は、必要的諮問事項以外の場合において、関係各大臣が必要と判断したときに委員会に諮問する事項です(第24条第3項)。食品の安全性の確保に関する施策は多岐にわたるものであり、評価の対象を必要的諮問事項に限定することは適当でないことから、この規定が設けられています。
- オ 委員会は、諮問によることなく自らの発意で食品健康影響評価を実施することができます。この場合の評価対象は、第24条第1項各号に規定する事項に限られるものではなく、その性格上評価になじまない事項を除き、広く評価対象とすることが可能です(第23条第1項第2号)。
- カ 評価の結果については、評価結果に基づいた行政的対応を確保するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図る等の観点から、関係各大臣に通知するとともに、公表することとしています(第23条第2項及び第3項)。

(2) 評価結果に基づいた行政的対応の確保

委員会の業務の中心は、食品健康影響評価の実施ですが、関係各省において評価結果に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくことも、委員会の重要な役割です。

このため、本法においては、評価結果の通知・公表に加えて、委員会に2 種類の勧告権を付与しています。

第1は、評価結果に基づき、講ずべき施策について関係各大臣に対して行う勧告です(第23条第1項第3号)。この勧告は、評価結果に基づき、委員会が必要と認める行政的対応が関係各省において実施されるよう提言するものです。

第2は、評価結果に基づいて採られた施策の実施状況を監視し、必要があると委員会が認めるときに行う勧告です(第23条第1項第4号)。

これは、委員会は、評価を行った後のリスク管理の実施状況をモニタリングし、より適切な措置がとられるように提言する役割も担うべきとの趣旨を体現したものです。

これらの勧告は、その実効性の確保等の観点から、内閣総理大臣を通じて

関係各大臣に対して行うこととしています。また、勧告の内容を公表するとともに、関係各大臣は、勧告に基づき講じた施策について委員会に報告することとされています。

本法においては、これらの権限を委員会に付与することにより、評価結果 に基づいた行政的対応が適切に行われることを確保していくこととしていま す。

(3) リスクコミュニケーションの推進

委員会は食品健康影響評価等の業務を行うに際しては、第13条の趣旨を体して、幅広く国民の意見を聴取した上で評価対象の優先順位を決定するとともに、評価の結果を国民に分かりやすく説明しその内容の正確な理解を促進する等、幅広く関係者との情報や意見の交換を図りつつ業務を実施することが重要です。

こうした観点から、委員会は、自らの業務に関して関係者との情報や意見の交換を行う(第23条第1項第7号)ことを明らかにしています。

なお、本法に基づき、委員会だけでなくリスク管理機関においても施策の 策定に当たってリスクコミュニケーションを行うこととなりますが、その実 効性を高めるためには、個別各省における取組だけでなく、政府全体として、 総合的にリスクコミュニケーションに取り組んでいく必要があります。

(4) 食品安全行政全般についての意見具申

委員会は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する7名の委員によって構成される機関であり(第28条)、今後の食品安全行政の推進に際しては、委員が有する専門家としての高い識見を活用していくことが適当です。

このような観点から、本法においては、委員会の所掌事務として、次の2つの事務を位置付けています。

① 第21条の基本的事項の策定に当たって、内閣総理大臣に対して意見を 述べること(第23条第1項第1号)。

基本的事項は、第11条から第20条までに規定する、いずれも食品の 安全性の確保を図る上で重要な事項について定めるものであるため、委員 会の意見を聴くことにより、委員の高い識見を活用しつつ策定することと しています。

② 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、 必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対して意見を述べること (第23条第1項第5号)。 この意見具申は、勧告と異なり、食品健康影響評価を実施した案件に限定されるものではなく、例えば、緊急時において、直ちに行うべき措置について委員会が意見具申を行うこと等も含まれます。

4 委員会の権限

(資料の提出等の要求)

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(解説)

委員会が、その任務である食品健康影響評価や同評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況の監視を行うに当たっては、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することが有効である場合が少なくありません。

本条は、関係行政機関が保有する資料、情報等を把握することを制度的に担保するとの観点から、委員会が、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる旨を規定するものです。

5 専門委員

(専門委員)

- 第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
 - 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任 されるものとする。
 - 4 専門委員は、非常勤とする。

(解説)

委員会の所掌事務は、食品健康影響評価の実施、リスクコミュニケーションの 推進等、食品の安全性の確保に関する幅広い分野を対象とするものです。

このため、委員をサポートし、委員会の業務の円滑かつ適切な処理を期するため、学識経験のある者を専門委員に任命し、専門の事項を調査審議させることが

できることとしています。

専門委員の具体的な職務としては、委員会の下に設けられる各種の専門調査会に参画し、委員会の運営の企画、リスクコミュニケーション、個別事項に係る食品健康影響評価等について調査審議を行うことを想定しています。

食品安全を守るしくみ

食品安全委員会

<u>食べても安全かどうか</u> 調べて、決める

科学的 客観的

中立公正

リスク評価



<u>食べても安全なように</u> ルールを決めて、監視する

政策的 不安など 国民感情 費用対効果

技術的可能性

リスク管理

リスクコミュニケーション

消費者、事業者など関係者全員が理解し、納得できるように話し合う

食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

最終改正 平成21年10月1日食品安全委員会決定

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

- 第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。
 - 一 企画専門調査会
 - 二 リスクコミュニケーション専門調査会
 - 三 緊急時対応専門調査会
- 2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選 任する。
- 4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長 があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

- 第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。
- 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項について調査審議する。
- 3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等 に関する事項について調査審議する。
- 4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

- 第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した専門委員の氏名
 - 三 議題となった事項
 - 四 審議経過
 - 五 審議結果

(専門調査会の会議)

- 第5条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。) は、 専門調査会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員は、専門調査会に出席することができる。
- 3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者 に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、 座長が専門調査会に諮って定める。

附則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

附則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この規程は、委員会決定の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項に
	ついて調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項につ
	いて調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品(抗菌性物質、飼料添加物と
	共通の物質及び食品衛生法(昭和22年法
	律第233号)第11条第3項に規定する
	人の健康を損なうおそれのないことが明ら
	かである物質(以下「対象外物質」という)
	を除く)の食品健康影響評価に関する事項
	について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関す
	る事項について調査審議すること。
化学物質・汚染物質専門調査会	化学物質(他の専門調査会の所掌に属する
	ものを除く)及び汚染物質の食品健康影響
	評価に関する事項について調査審議するこ
	と。
微生物・ウイルス専門調査会	微生物(ウイルスを含む)の食品健康影響
	評価に関する事項について調査審議するこ
	と。
プリオン専門調査会	プリオンの食品健康影響評価に関する事項
	について調査審議すること。
かび毒・自然毒等専門調査会	かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関
	する事項について調査審議すること。
遺伝子組換え食品等専門調査会	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に
	関する事項について調査審議すること。
新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事
	項について調査審議すること。
肥料・飼料等専門調査会	肥料・飼料等及び動物用医薬品(抗菌性物
	質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物
	質に限る)の食品健康影響評価に関する事
	項について調査審議すること。

食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正について

(平成21年9月3日 食品安全委員会決定)

1 改正の趣旨

食品安全委員会(以下「委員会」という。)には、現在、食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)により、14の専門調査会が設置されているところであるが、平成21年9月1日に施行された改正食品安全基本法により、委員会の所掌事務が変更されたことから、同法の内容を踏まえ、委員会に設置されているリスクコミュニケーション専門調査会の所掌に係る条項について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

リスクコミュニケーション専門調査会の所掌に係る条項から、関係行 政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する文言を削る。

3 施行期日

この規程は、委員会決定の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

食品安全委員会の公開について (平成15年7月1日食品安全委員会決定)

1 委員会の活動状況の公開について 委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

- (1)委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され れ特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を 除き、公開する。
- (2) 非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者 氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経 過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。
- 4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について
 - (1)委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
 - (2)委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。

食品安全基本法 (平成15年5月23日法律第48号)

最終改正 平成21年6月5日法律第49号

目次

第1章 総則(第1条-第10条)

第2章 施策の策定に係る基本的な方針(第11条一第21条)

第3章 食品安全委員会(第22条-第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物(薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。

(食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識)

第3条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

(食品供給行程の各段階における適切な措置)

第4条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程 (以下「食品供給行程」という。)におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼ すおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品 供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

(国民の健康への悪影響の未然防止)

第5条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第6条 国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び 実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第8条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及 ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林 水産物を含む。)若しくは添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)又は器具(同条第4項に規定する器具をいう。)若しくは容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者(以下「食品関連事業者」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を 行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の 提供に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第9条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財 政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

- 第11条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第3号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が 行われなければならない。
- 3 前2項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に 基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第12条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第1項又は第2項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

第13条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報

及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第14条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第15条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保の ために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、 関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第16条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第17条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第18条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第19条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に 関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国 民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなけ ればならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第20条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及 ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

- 第21条 政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの 実施に関する基本的事項(以下「基本的事項」という。)を定めなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案 を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

第3章 食品安全委員会

(設置)

第22条 内閣府に、食品安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保の ため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施 状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告 すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
- 2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、 関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の 規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公 表しなければならない。
- 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

(委員会の意見の聴取)

- 第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。 ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項 第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。
 - 一 食品衛生法第6条第2号ただし書(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第7条第1項から第3項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第4項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第9条第1項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第10条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第11条第1項(同法第62条第2項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第11条第3項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第18条第1項(同法第62条第3項において準用する場合を含む。)の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、又は同法第50条第1項の規定により基準を定めようとするとき。
 - 二 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項(同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。)の基準(同法第3条第1項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。)を定め、若しくは変更しようとするとき。
 - 三 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第3条の規定により公定規格を設定し、

変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第4条第1項第4号の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第7条第1項若しくは第8条第3項(これらの規定を同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての登録若しくは仮登録をしようとするとき、同法第13条の2第2項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をしようとするとき、又は同法第13条の3第1項(同法第33条の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定普通肥料についての変更の登録若しくは仮登録をし、若しくはその登録若しくは仮登録を取り消そうとするとき。

- 四 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の政令の制定若しく は改廃の立案をしようとするとき、同法第4条第1項の届出伝染病を定める農林水産 省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第62条第1項の政令の制 定若しくは改廃の立案をしようとするとき。
- 五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第2条第3項の規定により飼料添加物を指定しようとするとき、同法第3条第1項の規定により基準若しくは規格を設定し、改正し、若しくは廃止しようとするとき、又は同法第23条の規定による製造、輸入、販売若しくは使用の禁止をしようとするとき。
- 七 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項(同条第1項第1号から第3号までの規定に係る部分に限る。)の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 八 薬事法第14条第1項若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用さ れる同法第14条第1項の規定による動物のために使用されることが目的とされてい る医薬品、医薬部外品若しくは医療機器(以下「動物用医薬品等」という。)につい ての承認をしようとするとき、同法第14条の3第1項(同法第2条第1項において 準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替 えて適用される同法第14条の3第1項の規定による動物用医薬品等についての承認 をしようとするとき、同法第14条の4第1項(同法第19条の4において準用する 場合を含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用 される同法第14条の4第1項の規定による動物用医薬品等についての再審査を行お うとするとき、同法第14条の6第1項(同法第19条の4において準用する場合を 含む。以下同じ。)若しくは同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される 同法第14条の5第1項の規定による動物用医薬品等についての再評価を行おうとす るとき、同法第19条の2第1項若しくは第83条第1項の規定により読み替えて適 用される同法第19条の2第1項の規定による動物用医薬品等についての承認をしよ うとするとき、又は同法第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第1 4条第2項第2号若しくは第83条の5第1項の農林水産省令を制定し、若しくは改 廃しようとするとき。
- 九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第2条第3項の政令(農用地の土壌に含まれることに起因して人の健康を損なうおそれがある農 畜産物が生産されるおそれがある物質を定めるものに限る。)又は同法第3条第1項 の政令(農用地の利用に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され

ると認められ、又はそのおそれが著しいと認められる地域の要件を定めるものに限る。)の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

- 十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第11 条、第15条第4項第2号若しくは第3号、同条第6項又は第19条の厚生労働省令 を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十一 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(平成7年法律第101号)附 則第2条の2第1項の規定により添加物の名称を消除しようとするとき。
- 十二 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第6条第1項の政 令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 十三 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第1項又は第2項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるとき。
- 2 関係各大臣は、前項ただし書の場合(関係各大臣が第11条第1項第3号に該当する と認めた場合に限る。)においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後 相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

(資料の提出等の要求)

第25条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政 機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ る。

(調査の委託)

第26条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政 法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試 験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(緊急時の要請等)

- 第27条 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の試験研究機関に対し、食品健康影響評価に必要な調査、分析又は検査を実施すべきことを要請することができる。
- 2 国の関係行政機関の試験研究機関は、前項の規定による委員会の要請があったとき は、速やかにその要請された調査、分析又は検査を実施しなければならない。
- 3 委員会は、食品の安全性の確保に関し重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、関係各大臣に対し、独立行政法人国立健康・栄養研究所法(平成11年法律第180号)第13条第1項の規定による求め又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター法(平成11年法律第183号)第12条第1項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成11年法律第192号)第18条第1項、独立行政法人農業環境技術研究所法(平成11年法律第194号)第13条第1項若しくは独立行政法人水産総合研究センター法(平成11年法律第199号)第15条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

(組織)

- 第28条 委員会は、委員7人をもって組織する。
- 2 委員のうち3人は、非常勤とする。

(委員の任命)

第29条 委員は、食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから、両議

院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散 のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にか かわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

- 第30条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職 務を行うものとする。

(委員の罷免)

第31条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合 又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合におい ては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

- 第32条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の 職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行っては ならない。

(委員の給与)

第33条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

- 第34条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって常勤の委員のうちからこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第35条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員長及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。
- 4 委員長に事故がある場合の第2項の規定の適用については、前条第3項に規定する委員は、委員長とみなす。

(専門委員)

- 第36条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものと

する。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

- 第37条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。 (政令への委任)
- 第38条 この章に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

(検討)

第8条 政府は、食品の安全性の確保を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。